

○ 警察庁の内部部局における旅行命令等の権限の再委任等に関する訓令
(平成7年4月1日警察庁訓令第4号)

施行：平7.4.1

改正：平16.4.1警庁訓7、平27.3.6警庁訓5、平28.3.23警庁訓6、平30.12.20警庁訓9、令元.5.23警庁訓1

(目的)

第1条 この訓令は、警察庁の内部部局における旅行命令等（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）第4条第1項に定める旅行命令等をいう。以下同じ。）の権限の再委任等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旅行命令等)

第2条 警察庁の内部部局の職員に対する旅行命令（法第4条第1項第1号に定める旅行命令をいう。次条において同じ。）を行う者は、次の表の左欄に掲げる職員についてそれぞれ右欄に掲げる者とする。

職 員	旅行命令を行う者
警察庁長官（以下「長官」という。） 又は次長	長 官
長 官 官 房 長 又 は 各 局 長	次 長
各 部 長	各 局 長
総括審議官、政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、各審議官、技術審議官、各参事官、首席監察官及び各課長（課長に準ずる職を含む。以下同じ。）	長 官 官 房 長 又 は 各 局 部 長
そ の 他 の 職 員	各 課 長

2 旅行依頼（法第4条第1項第2号に定める旅行依頼をいう。）の権限は、当該旅行依頼を要する事務を所掌する警察庁の内部部局の課長が行うものとする。

(長官の職務の代理)

第3条 長官は、事故のため旅行命令の権限を行うことができない場合には、次長にその職務を代理させるものとする。

(再委任を受けた者の代理)

第4条 第2条の規定により旅行命令等の権限の再委任を受けた者は、事故のためその権限を行うことができない場合には、あらかじめ別記様式により長官官房会計課長に通知した者にその職務を代理させるものとする。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則〔平16.4.1警庁訓7〕

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則〔平27.3.6警庁訓5〕

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則〔平28.3.23警庁訓6〕

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔平30.12.20警庁訓9〕

この訓令は、平成30年12月20日から施行する。

附 則〔令元.5.23警庁訓1〕

この訓令は、令和元年5月24日から施行する。

別記様式（第4条関係）

令和 年 月 日

長官官房会計課長 殿

○ ○ ○ ○

旅行命令等の権限の代理について（通知）

警察庁の内部部局における旅行命令等の権限の再委任等に関する訓令第4条の規定に基づき、本職に事故ある場合の旅行命令等の権限については、下記の者に代理させることとしたので通知する。

記

職 名	氏 名	印